

四日市市選管告示第48号

平成27年5月24日執行の桜財産区管理委員選挙における投票所を次のとおり設けるので、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第41条第1項の規定により告示する。

平成27年5月19日

四日市市選挙管理委員会委員長 市橋 愛爾

桜 投票区投票所 四日市市桜町1257番地 四日市市立桜小学校体育館

桜台投票区投票所 四日市市桜台一丁目32番地 四日市市立桜台小学校体育館

桜花台投票区投票所 四日市市桜花台二丁目40番地 桜花台コミュニティセンター

(選挙管理委員会事務局)